

【表紙】

| | |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4 の4 第1 項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2024年8月30日 |
| 【会社名】 | 株式会社クミカ (旧会社名 リベレステ株式会社) |
| 【英訳名】 | CUMICA CORPRATION (旧英名 RIBERESUTE CORPRATION) (注) 2024年 4月17日開催の株主総会の決議により、2024年6月1日から会社名を上 記のとおり変更いたしました |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 飯 島 弘 徳 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 埼玉県草加市金明町389番地1 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長飯島弘徳は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度の末日である2024年5月31日を基準日として、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の重要性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当事業年度の売上高予算を指標に、その概ね2/3の割合に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、個別に評価対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

建設業許可の経営業務の管理責任者である取締役の辞任により、当社は、一定期間、建設業許可の経営業務の管理責任者の要件に該当する者（以下、建業管理者という）がいない状況となり、2024年3月にIR情報で「建設業許可の自主廃業及び再申請について」の開示をすることとなりました。当該状況については、請負中の工事案件への影響は生じていないため財務諸表への直接の影響はなく、その後、建業管理者の要件を具備している者が執行役員として4月に入社したため、5月に建設業許可の再取得をし、同月にHPで公表し、期末日時点では、建業管理者不在の状況は改善されています。しかしながら、長期間ではないものの建業管理者不在の期間が存在したこと、内部統制が効果的に運用されていれば準備・回避できたものと考えられるため、一部不備有り（開示すべき重要な不備ではない）として継続して改善してまいります。

5 【特記事項】

当社は、前事業年度末における財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために以下の再発防止策を実行し、内部統制の改善状況を確認してまいりました。

- (1) 稟議決裁方法の見直し
 - ・稟議書に係る明確なルール策定と全役員及び全従業員への周知
- (2) 業務の透明化
 - 内部通報窓口について従業員に再周知
 - ・リスク管理委員会の設置
- (3) 内部監査体制の充実
 - ・内部監査室の専任人員の配置
 - ・内部監査室の取締役会及び監査等委員会へのレポートライン増設
 - ・内部監査研修の実施

・弁護士のサポート体制の構築

その結果、前事業年度における開示すべき重要な不備について、当社は当事業年度において是正処置は完了し、当事業年度末日における財務報告体制に係る内部統制の評価結果は有効と判断しました。